

平成 26 年 5 月 16 日

各 位

社外役員との責任限定契約に関する定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社外取締役及び社外監査役との間の責任限定契約に関する定款の一部変更について、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

会社法第 423 条第 1 項に定める役員等の会社に対する損害賠償責任については、同法第 427 条第 1 項の規定により、会社と社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」といいます。)との間に、その責任を一定額に限定する契約(以下「責任限定契約」といいます。)を締結することができます。

社外役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにし、また、今後の適任者の招聘に資するため、社外役員との間に責任限定契約を締結することができるようにしたいと考えます。

責任限定契約を締結するためには、あらかじめ定款に同契約を締結できる旨を定める必要がありますので、今回、責任限定契約に関する規定を設ける旨の定款変更を行うものです。

なお、変更案第29条第2項の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 26 年 6 月 26 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 26 日 (予定)

以上

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 29 条 〈現行どおり〉
<新 設>	2 当会社は、社外取締役との間に、会社法第 423条第1項の責任につき、善意でかつ重大 な過失がない場合はその責任を法令の定め る限度額に限定する旨の契約を締結するこ とができる。
(監査役の責任免除) 第35条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	(監査役の責任免除) 第35条 <現行どおり>
が とさる。 <新 設>	2 当会社は、社外監査役との間に、会社法第 423条第1項の責任につき、善意でかつ重大 な過失がない場合はその責任を法令の定め る限度額に限定する旨の契約を締結するこ とができる。